

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

cubic-tt 坪佐 利治 殿

令和3年11月26日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条第2項第2号及び第132条の2第2項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第1項第2号
航空法第132条の2第1項第5号、第6号及び第7号

許可等の期間： 令和3年12月10日から令和4年12月9日

飛行の経路： 香川県高松市サンポート、玉藻町、北浜町、本町、城東町
福岡町、朝日町、朝日新町、木太町、屋島西町、
兵庫県神戸市中央区港島、新港町（申請書の通り）

無人航空機： DJI 社製 PHANTOM 3、PHANTOM 4、INSPIRE 1、INSPIRE 2、
MATRICE 210、SONY 社製 Airpeak S1

無人航空機を飛行させる者： 坪佐 利治

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・令和4年6月を予定する改正航空法に係る無人航空機の登録義務化以降は、登録を受けた無人航空機で飛行させること。

令和3年11月30日

大阪航空局長 酒井 洋

